

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和3年9月

聖籠町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・ 1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・ 5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とす べき農業経営の指標	・・・ 10
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	・・・ 11
1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	・・・ 11
2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	・・・ 11
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・ 11
1 利用権設定等を受ける者の備えるべき事項	・・・ 13
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基 準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・ 19
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	・・・ 22
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関 する事項	・・・ 22
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請及び確保の促進に関 する事項	・・・ 22
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	・・・ 23
第5 その他	・・・ 24
別紙1 (第4の1 (1) ⑥関係)	・・・ 25
別紙2 (第4の1 (2) 関係)	・・・ 26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 聖籠町は、新潟県北部に広がる蒲原平野の北部に位置し、平坦な砂丘地と平場に農用地が存在しており、その立地条件を生かして、水稻を基幹とした野菜、果樹、施設園芸、畜産を取り入れた農業生産を展開してきた。今後は、稲作においては需給動向を踏まえた計画的な生産と農地集積・集約化、組織化などを通じてコスト低減に努め、高品質、安定生産の向上や水田をフル活用した大豆・園芸作物の生産に取り組む必要がある。また、園芸についても需給動向を踏まえた作目の選定とブランド化及び品質向上を図り産地化を推進する。

経営の発展を図るため開園されている観光農園（ぶどう・さくらんぼ）については、来園者の増加により盛況であり、果樹の里「聖籠町」として定着してきている。今後は、特産物として付加価値を取入れた加工品の開発等による需要の拡大を推進し、栽培面積の拡大と高品質化を推進し、安定生産の技術向上に努め、果樹産地としての一層の定着を図る。

県営ほ場整備事業が実施された地区においては、大型機械体系による高能率・高生産性水田農業の確立が進むとともに、水田の有効利用による大豆等の本格的生産も定着しつつある。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農用地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 聖籠町の農業構造については、昭和40年代から新潟東港工業地帯への企業の進出、新潟・新発田バイパスの建設、国・県の事業を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定的兼業農家が増加したが、近年は、高齢化や後継者不足により土地利用型農業を中心として農家の担い手不足が深刻化しており、農業生産体制の脆弱化や地域コミュニティの衰退が進む地域の発生が懸念されている。こうした中で、町内の7地区で新たなほ場整備の取り組みが始まっており、人・農地プランも含めた地区の話し合いを通じた担い手への農地集積・集約化が進展している。

3 聖籠町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（目標年次は令和5年度とする）の農業経営の発展の目標を明らかにし、規模拡大や生産コストの低減、経営の多角化・複合化などによる経営基盤の強化を通じて、担い手の効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

そのために、地域農業の核となる担い手の確保・育成を最重要課題として捉え、地域の実情に即した組織化・法人化の推進や担い手への農地集積・集約化を人・農地プランの話し合い等を通じて地域の合意形成を図りながら進めるとともに、需要に応じた米生産、米に続く新たな経営の柱としての園芸生産の導入・拡大、他産業と連携した6次産業化、農産物の付加価値向上など具体的な取り組みを推進することで、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる地域農業構造の確立を図る。

具体的な経営の指標は、聖籠町及びその周辺市町村において現在成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これら

の経営が当町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 聖籠町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る組織経営体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、当町は農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、聖籠町農業再生協議会を設置するとともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため人・農地プランの話し合い等を通じた合意形成を促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農地の集積・集約化や組織化・法人化を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業などを活用して支援するとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

農地利用集積・集約化や農作業受委託等の促進などの取り組みや土地利用調整を全町的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積・集約化されるよう努める。

特に、近年増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、実質化された人・農地プランにおいて中心経営体と位置づけられた農業者、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積・集約化を図るなど、未然に遊休農地の発生防止に積極的に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積・集約化が遅れている集落全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、生産性の高い個別経営体や組織経営体の確保育成を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、農業経営の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体育成及び農用地の利用集積・集約化の方向性を具体的に明らかにする。

このような農地利用集積・集約化による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、地域の組織経営体等との連携を密にして、農地利用集積・集約化及び農作業受委託の促進等、一体となった取組みにより、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な営農展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、稲作では、生産費の軽減による良質米の安定生産、園芸では高収益・周年型を目指した園芸生産、果樹においては栽培技術の向上で、より高品質な安定生産を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた集

落営農の推進によって、生産組織を育成すると共に、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

組織化や農地利用集積・集約化による規模拡大が進む中、効率的な経営のほか、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化することで、初心者でも取り組みやすい農業の実現に寄与が期待されるAI、ICT等の先端技術を活用するスマート農業について、導入に向けた取り組みを進める。

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による人・農地プラン等の地域協議の場への参加促進などを通じ、女性の農業経営や地域農業に関する方針策定へのより一層の参画を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の多様な主体が参画・協働により地域づくりにおける役割を発揮し、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、聖籠町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象としたほ場整備事業や農地流動化事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分検討を行う。

- 5 聖籠町における令和2年の新規就農者は1名であり、過去5年間では、毎年平均で2名の増となっている。従来からの基幹作物である水稻の他にぶどう・さくらんぼの産地としての生産量の維持拡大、園芸作物の導入・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

そのため、上記の状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

初めに、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、聖籠町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させる。

次に、聖籠町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的安定的な農業経営の目標の7

割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得280万円程度)を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいと見られるため、主たる従事者1人あたり年間所得の概ね5割を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保してするために聖籠町では、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して就農相談に対する総合的な窓口を設け、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターやJA北越後等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

聖籠町の取組として従来からの基幹作物であるぶどうやさくらんぼ等の果樹の栽培において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、JA北越後、さくらんぼ、ぶどうの生産組合等と連携し、さくらんぼやぶどう等の果樹栽培技術の指導や販路の確保等を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

- 6 聖籠町は、聖籠町農業再生協議会において、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、法人化支援の実施や農地の利用集積・集約化の促進、担い手の育成・確保に関する事業を実施する他、農業委員会内に設置させている聖籠町農業経営改善支援センターにおいて、経営改善に関する相談会・研修会や農業経営改善計画認定制度の活用に関する説明会の開催等を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に聖籠町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 経営体の態様と労働力条件

(1) 経営形態と労働力構成

ア 個別経営体（家族経営）

主たる従事者1～2名、補助的従事者1～2名（必要により臨時雇用を確保）

イ 組織経営体（農地所有適格法人等）

主たる従事者（構成員及び従業員）数名（必要により臨時雇用を確保）

(2) 主たる従事者の年間労働時間：「他産業並の水準」

ア 年間1800時間とし、2000時間を上限とする。

イ 1日通常8時間以内、農繁期でも10時間以内

(3) 所得目標：「主たる従事者1人当りの所得が他産業と変わらない水準」

ア 個別経営体（1戸あたり）主たる従事者1人あたり・・・年間 400万円程度

① 主たる従事者2人の場合・・・・・・・・・・年間 800万円程度
(400万円×2人=800万円)

② 主たる従事者1人・補助的従事者1人の場合・・・・年間 600万円程度

イ 組織経営体

① 主たる従事者1人あたり・・・・・・・・・・年間 500万円程度

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

区分	No.	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事の態様等	育成経営体数の目標
個別経営体	I	水稲+施設野菜 〔所得目標: 800万円程度〕 〔従事者: 2人〕	〔作付面積〕 主食用米 6.7ha 加工用米 2.5ha きゅうり 0.4ha トマト 0.4ha 経営面積 9.6ha	〔資本整備〕 ・作業場兼格納庫(40坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 2棟 ・鉄骨ハウス(300坪) 4棟 ・トラクター(31PS) 1台 ・乗用田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・フォークリフト(1.5t) 1台 ・乾燥機(45石) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・精米機(200kg/hr) 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 〔その他〕 ・水田自作地 1.7ha、借入地 7.9ha	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	5
	II	水稲+露地野菜 〔所得目標: 800万円程度〕 〔従事者: 2人〕	〔作付面積〕 主食用米 10.0ha 加工用米 2.5ha さといも 0.8ha 秋冬ねぎ 0.3ha 経営面積 13.6ha	〔資本整備〕 ・作業場兼格納庫(40坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 2棟 ・トラクター(33PS) 1台 ・乗用田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・籾運搬機 1台 ・乾燥機(45石) 1台 ・選別計量機 1台 ・トラック(1t) 1台 ・育苗箱(1800箱) 1式 ・ロータリー 1台 ・畔塗り機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台 ・掘取機 1台 ・毛羽取り機 1台 ・定植機 1台 ・皮剥き機 1台 ・結束機 1台 ・マニュアルスプレッター 1台 ・プロトキャスト 1台 ・畝立てマルチャー 1台 〔その他〕 ・水稲の他に砂丘地で露地野菜を栽培	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	23

区分	No.	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事の態様等	育成経営体数の目標
個別経営体	III	水稻+酪農 [所得目標: 800万円程度] [従事者: 2人]	[作付面積] 主食用米 3.0ha 加工用米 1.0ha 経産牛 40頭 牧草 3.0ha 経営面積 7.0ha	[資本整備] ・作業場兼格納庫(50坪) 1棟 ・パイプハウス(30坪) 1棟 ・成牛舎(150坪) 1棟 ・育成牛舎(45坪) 1棟 ・尿溜(45坪) 1棟 ・堆肥舎(57坪) 1棟 ・収納庫[28坪] 1棟 ・格納庫(38坪) 1棟 ・ロータリー 1台 ・ドライブハロー 1台 ・トラクター(31PS) 1台 ・ツースハロー 1台 ・プロトキヤスター 1台 ・バキュームカー 1台 ・マニュアルレタター 1台 ・フロントロータ 1台 ・ディスクモア 1台 ・テッタ 1台 ・レーキ 1台 ・ロールペーラ 1台 ・ペールラッパ[けん引式] 1台 ・ペールハンドラ 1台 ・ダンブ(2t) 1台 ・マットレス 44枚 ・送風機 10台 [その他] ・経産牛40頭と水稻の複合経営 ・水稻の作付は4haで耕起・代かき以外の基幹作業を委託する。 ・転作は借地を合わせて牧草3haを作付し飼料にする。 ・水田は30a以上の一筆区画に整備されている。	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	2
	IV	水稻+果樹1 [所得目標: 800万円程度] [従事者: 2人]	[作付面積] 主食用米 5.0ha 加工用米 2.0ha 日本なし 0.8ha 西洋なし 0.3ha 経営面積 8.1ha	[資本整備] ・作業場兼格納庫(40坪) 2棟 ・パイプハウス(42坪) 1式 ・果樹棚・防鳥網 1式 ・防風施設 1台 ・播種機 1台 ・トラクター(33PS) 1台 ・乗用田植え機(8条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・初運搬コンテナ 1台 ・乾燥機(40石) 1台 ・調整機 1台 ・選別計量機 1台 ・トラック(1t) 1式 ・育苗箱(1000箱) 1台 ・ロータリー 1台 ・ドライブハロー 1台 ・畔塗り機 1台 ・スピードスプレヤー [その他] ・水稻7haの土地利用型経営 ・日本なし(幸水) 0.4ha ・日本なし(新興) 0.4ha ・西洋なし(ルルクエ) 0.3ha	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	4

区分	No.	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事の態様等	育成経営体数の目標
個別経営体	IV	水稻＋果樹 2 [所得目標: 800 万円程度) [従事者: 2 人]	[作付面積] 主食用米 7.1ha 加工用米 2.5ha おうとう 0.6ha 経営面積 10.2ha	[資本整備] ・作業場(40 坪) 1 棟 ・パイプハウス(53 坪) 2 棟 ・防風施設 1 式 ・雨除け施設(0.6ha) 1 式 ・播種機 1 台 ・トラクター(33PS) 1 台 ・乗用田植え機(6 条) 1 台 ・コンバイン(3 条) 1 台 ・糶運搬コンテナ 1 台 ・乾燥機(40 石) 1 台 ・調整機 1 台 ・選別計量機 1 台 ・トラック(1t) 1 台 ・育苗箱(1000 箱) 1 式 ・ロータリー 1 台 ・ドライブハロー 1 台 ・畔塗り機 1 台 ・スピードスプレイヤー 1 台 ・草刈り機(W70cm) 1 台 [その他] ・水稻 9ha の土地利用型経営 ・おうとう(雨除け) 0.6ha	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	15
	V	観光果樹及び果樹専門 [所得目標: 800 万円程度) [従事者: 2 人]	[作付面積] ぶどう 1.3ha 経営面積 1.3ha	[資本整備] ・作業場兼格納庫(25 坪) 1 棟 ・果樹棚 2 棟 ・雨よけ施設(0.8ha) 1 式 ・トラクター(15PS) 1 台 ・ロータリー 1 台 ・スピードスプレイヤー 1 台 ・プロードキャスター 1 台 ・軽トラック 1 台 [その他] ・ぶどう(雨除け) 0.8ha ・ぶどう(露地) 0.5ha ・露地巨峰(観光農園販売、市場出荷)	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	8

【組織経営体】
 (農業経営の指標の例)

区分	No.	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事の態様等	育成経営体数の目標	
組織経営体	VI	水稻生産組織 [所得目標: 3,000万円程度) [従事者: 6人]	[作付面積] 主食用米 40.0ha 加工用米 7.5ha 大豆 30.0ha 経営面積 77.5ha	[資本整備] ・ライスセンター ・パイプハウス(100坪) ・乾燥調製プラント ・育苗プラント ・トラクター(42PS) ・乗用田植え機(8条) ・コンバイン(3条) ・トラック ・育苗箱(9500箱) ・ロータリー ・ドライブハロー ・畔塗り機 ・大豆播種機 ・ロータリーカルチ ・大豆調整機 ・大豆コンバイン	1棟 5棟 1式 1式 2台 2台 2台 2台 2台 2台 1台 1台 1台 1台	・法人に準じた経営 及び財務及び労務管 理を明確にする。	・経営の法人化(特 定農業法人を含む) ・各種社会 保障制度 の活用	2
	VII	水稻+露地野菜 [所得目標: 3,000万円程度) [従事者: 6人]	[作付面積] 主食用米 38.0ha 加工用米 2.0ha 大豆 16.0ha さといも 2.6ha えだまめ 0.8ha 経営面積 59.4ha	[資本整備] ・ライスセンター ・パイプハウス(100坪) ・乾燥調製プラント ・育苗プラント ・トラクター(42PS) ・乗用田植え機(8条) ・コンバイン(3条) ・トラック ・育苗箱(8000箱) ・ロータリー ・ドライブハロー ・畔塗り機 ・大豆播種機 ・ロータリーカルチ ・大豆調整機 ・大豆コンバイン ・定植機 ・マニュアルプレッダー ・プロトキヤスター ・畝立てマルチャー ・動力噴霧器 ・掘取機 ・毛羽取り機 ・選別機 ・管理機 ・ハーベスター ・袋詰機	1棟 5棟 1式 1式 2台 2台 2台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	・法人に準じた経営 及び財務及び労務管 理を明確にする。	・経営の法人化(特 定農業法人を含む) ・各種社会 保障制度 の活用	8

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、またはこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の7割を確保できるような農業経営の規模とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

町内全域において水田農業が主であり集落営農の組織化・法人化等に取り組み、認定農業者への農地の流動化が進んでいるが、農地が分散しているため効率的な営農が図られていない。

畑作農業については、法人及び大規模農家により集積は進んでいるものの水田農業同様農地が分散しているため効率的な営農が図られていない。また、農産物価格の低迷や担い手の高齢化、後継者不足等により、担い手不足が推察され遊休農地化が懸念されている。

このため、農地の効率的な利用を目指すべく、町内7地区においてはほ場整備に関する話し合いが進められており、これに合わせて農地の集積・集約化が急速に進展している。

(2) 今後の見通し

丸瀧地区においては平成28年度にはほ場整備が終了し、それを契機として担い手への農地集積・集約化が進んでいる。

現在は、7地区ではほ場整備に向けた話し合いが進んでおり、そのうち蓮瀧地区、三賀用水地区の2地区が事業採択され、今後、着工が見込まれている。

畑作農業については、遊休農地が増加するものと推測される。今後は、遊休農地となるおそれがある農地を含め、遊休農地化する前に担い手に集積・集約化するよう、人・農地プランの話し合い等を通じた地域の合意形成を図りながら農地の流動化や面的集積を推進する。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積・集約化を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積については、農地中間管理事業等を活用し、目標年次（令和5年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積を90%（約1,202ha）程度まで進めることを目標とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標	備 考
90.0%[約1,202ha]	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれら

に準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。]の集積等に関する面積の目標である。

2 目標年次は令和5年度とする。

○農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体数の目標			備 考
	個別経営体	組織経営体	
67	57	10	

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積・集約化を推進するために、聖籠町は、農業委員会、農業協同組合、聖籠町農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

聖籠町は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、聖籠町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開やほ場整備事業の進展、農地中間管理事業を活用した農地利用集積・集約化の進行などの特徴を十分ふまえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

聖籠町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

ア 東部地区においては、県営ほ場整備事業が実施されたことから、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 町内の各地域において、ほ場整備事業を推進し、各地区の活動を活発化する。このことによつて、担い手への農地の利用集積・集約化を進めるとともに、担い手不足等による遊休農地の発生を防ぐことに努める。

以下、事業ごとに述べる。

1 利用権設定等を受ける者の備えるべき事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依つてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によつて自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生

産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。) がいることとする。

(ウ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場

合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 聖籠町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 聖籠町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当り農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当り農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 聖籠町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認められるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 聖籠町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 聖籠町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申し出

- ① 聖籠町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、聖籠町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することが出来る。
- ② 聖籠町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 聖籠町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 聖籠町は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、聖籠町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 聖籠町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を受けようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、

農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- ② ①に規定するものが利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料(法人である場合には定款の写しを含む)を聖籠町長に報告する旨
 - ア ①に規定する氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

聖籠町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の

①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

聖籠町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を聖籠町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

聖籠町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効果的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

聖籠町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 聖籠町は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 聖籠町は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれ

らの権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 聖籠町は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を聖籠町の公報に掲載すること等により行う。

④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地中間管理機構が行う特例事業等）の働きかけ等を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

聖籠町は、人・農地プラン等の地域協議の場における合意形成を通じて経営体等への農地利用集積を進めるため農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることが出来る。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を聖籠町に提出して、農用地利用規程について聖籠町の認定を受けることができる。
- ② 聖籠町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 聖籠町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を聖籠町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 聖籠町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の②の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農地について農作業の委託を受けることが确实であると認められること。

- ④ ②で規定する事項で定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 聖籠町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 聖籠町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、JA北越後、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、聖籠町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

聖籠町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア J A北越後その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合には、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

聖籠町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請及び確保の促進に関する事項

第1の5に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業普及指導センター、J A北越後などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携

して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

聖籠町が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、JA北越後等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に2回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域で孤立することがないように、人・農地プランの話し合いを通じ、地域農業の中心経営体として当該者を育成する体制を強化する。そのため、新規就農者の交流会や聖籠町認定農業者会との交流の機会を設ける。また、商工会等とも連携して、聖籠地場物産等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

青年新規就農ネットワーク「一農ネット」への加入促進、JA北越後が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを取得できる交流研修会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては農業普及指導センター、JA北越後、聖籠町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

聖籠町は、1から5までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に

必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 聖籠町は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を推進する。面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

聖籠町は、農業委員会、農業普及指導センター、J A北越後、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積・集約化を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、聖籠町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、聖籠町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和3年 月 日から施行する。

別紙 1（第 4 の 1 の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （2）農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （3）土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益権の償還
<p>1 存続期間は 3 年以上(農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、特別の事情があると認められる場合には 3 年未満とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年にかかる借賃の支払いなどを履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はそのときにおける当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき聖籠町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による見地に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>1 の①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については 1 の②の 3 と同じ</p>	<p>I の③に同じ</p>	<p>I の④に同じ</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> 1 作目等毎に、農業の経営の受託にかかる販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行うものの住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。